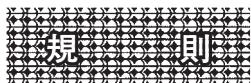


- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(給与の内払)
- 5 改正前の条例の規定に基づいて、平成19年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

警務課



企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成19年12月25日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯山 強

長野県公営企業管理規程第7号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程
(平成18年長野県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の1.5」を「100分の2.3」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日等)

- この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程附則第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

経営企画課

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月25日

長野県人事委員会委員長 市村 次夫

長野県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第39条中「国又は地方公共団体等の所有に属するもの以外のもので、次の各号に掲げるものとする」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、国又は地方公共団体等の所有に属するものを除く」に改め、同条各号を削る。

第39条の2第2項中「新幹線鉄道等について、」の次に「次の各号のいずれかに掲げる事由が」を加え、「、地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会が定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。
 - 長期間の研修等のために旅行をすること。
 - 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
 - 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
 - その他人事委員会の定める事由が生ずること。
- 第47条第1項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。
- 別表第4の大学卒の6 大学4卒の項の(15)中「及び第10条」を削り、同表の短大卒の2 短大2卒の項の(6)中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。)」に改め、「昭和36年11月30日以前における旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場」を削り、同項中
- 「(7) 独立行政法人海技大学校(旧海技大学校を含む。)海技土科(独立行政法人海員学校(旧海員学校を含む。以下同じ。)本科の卒業を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業
(8) 独立行政法人海員学校専修科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業」を

- 「(7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)及び海技課程専修科(旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技土科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業」を改め、

- (9)を(8)とし、(10)から(24)までを1ずつ繰り上げ、同項の(25)中「及び第10条」を削り、同項中(25)を(24)とし、(26)から(37)までを1ずつ繰り上げ、同表の高校卒の2 高校3卒の項の(4)中「独立行政法人海員学校本科」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし。)」に改める。

34
34
35
35
36
36

33
34
34
34
35
35

別表第8のア中	37	を	35	に改め、	43		43
	37		36		43		43
	38		36		44		44
	38		36		44		44
	39		37		45		45
	39		37		46		45
	40		38		47		46
	40		38		48		46
	41		39		49		47
	41		39		49		47
	42		40		50		48
	42		40		50		48
	43		41		51		49
					51		50
					52		51
同イ中	30	を	29	に改め、同エ中	42	を	41
	31		30		42		42
	32		30		43		42
	33		31		43		42
	33		31		44		43
	34		32		44		43
	34		32		45		43
	35		33		45		44
	35		33		45		44
	36		34		46		44
	36		34		46		44
	37		35		46		44
	37		35		46		45
	38		36		46		45
	38		36		47		46
	39		37		47		46
	39		38				33
	40		39				34
	40		40				34
	41		41				34
	41		41				35
	42		42				35
	42		42				

37	を	35	に改め、同キ中	50	」	49	
37		36		50		49	
37		36		51		50	
38		36		51		50	
38		37		51		51	
38		37		52		51	
39		38		42		41	
39		38		42		42	
39		39		43		42	
40		39		43		42	
30	を	29	に、	44	」	に改め、同コ及びシ中	
31		30		44			
32		30		45			
33		31		45			
33		31		45			
34		32		46			
34		32		46			
35		33		46			
35		34		47			
36		35		47			
42	を	41	に改め、同ケ中	34	」	に改め、同ス中	
43		42		34			
44		42		35			
45		43		35			
45		43		36			
46		44		36			
46		44		37			
47		45		37			
47		45		38			
48		46		38			
48	を	46		39	」		
49		47		39			
49		47		40			
49		48		40			
50		48		41			

41	39		49	47
42	40		50	48
42	40		50	48
43	41		51	49
			51	50
			52	51
30	29			
31	30			
32	30			
33	31			
33	31			
34	32			
34	32			
35	33			
35	33			
36	34			
36	34			
37	35			
37	35			
38	36			
38	36			
39	37			
39	38			
40	39			
40	40			
41	41			
41	41			
42	42			
42	42			
43	43			
43	43			
44	44			
44	44			
45	45			
46	45			
47	46			
48	46			
49	47			

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
第2条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第11項第1号中「100分の14」を「100分の14.5」に改め、同項第3号中「100分の1」を「100分の1.3」に改める。

第3条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第11項第1号中「100分の14.5」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の1.3」を「100分の1.5」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「2級地及び3級地」を「3級地」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 2級地 100分の13

附則第12項中「100分の12」を「100分の13」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定及び附則第4項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則別表第8の規定、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第11項の規定及び次項の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第24号）附則第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の3」を「100分の3.3」に、「100分の2」を「100分の2.3」に改める。

4 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

人事委員会事務局

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月25日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫
長野県人事委員会規則第10号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の中 「6,100円」 を 「6,200円」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月25日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第11号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2のか中 「130,200円」 を

「短期大学長 130,200円
看護大学長 160,200円」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月25日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第11条第1号中「100分の145」を「100分の155」に、「100分の185」を「100分の195」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月25日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第13号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第17号中「含む」を「含む。以下この号において「子」という」に、「その子」を「子」に、「5日」を「5日（養育する子が複数いる場合にあつては6日。この場合にあつては、養育する子1人につき5日を限度とする。）」に改め、同表の第18号中「3日」を「5日」に改める。

第8条第2項中「第17号」を「第18号」に、「1日又は半日若しくは1時間（再任用短時間勤務職員にあつては、1日又は1時間）」を「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 前項の表の第15号から第17号までの事由による休暇 1日又は半日若しくは1時間（再任用短時間勤務職員にあつては、1日又は1時間）

(2) 前項の表の第18号の事由による休暇 1日又は半日
第8条第3項中「前項」を「前項第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

人事委員会事務局